

健生発 1224 第 4 号
令和 7 年 12 月 24 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について

がん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成 20 年 3 月 31 日付け健発第 0331058 号厚生労働省健康局長通知）の別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「指針」という。）を示しているところであるが、今般、指針の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたため、貴管内市町村及び関係団体に対し、周知方お願いします。